

津久見市議会

議会協議会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津久見市議会会議規則（昭和42年津久見市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第166条により会派間での意見調整等を行うために設置された議会協議会（以下「議会協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(会派)

第2条 会議規則第166条別表の会派とは、津久見市議会議員2人以上をもって結成する同じ政策を持った団体をいう。

(協議事項)

第3条 議会協議会は次に掲げる事項について協議又は調整を行うものとする。

- (1) 会派相互の連絡及び調整に関すること
- (2) 市長等からの報告に関すること
- (3) 議会の申し合わせに関すること
- (4) 意見書案及び決議案等の調整に関すること
- (5) 議会政策研究会の研究事項及び議会活性化委員会の所掌事項に関すること
- (6) その他協議を必要と認めるもの

(組織)

第4条 議会協議会は、議長、副議長及び各会派の代表者並びに議会運営委員長をもって組織する。

(会議)

第5条 議会協議会は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 議会協議会は、定例会及び臨時会の前に開催するほか、定期的に開催することができる。また、会派からの申請があったときは議長は、臨時に議会協議会を開催することができる。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職を行うものとする。

(代理者の出席)

第6条 代表者が出席できないときは、その会派に所属する議員の中から代理者を出席させることができる。

- 2 前項の規定により代理者が出席した場合において、協議調整事項に対する発言は、各所属会派の代表意見とみなす。

(議会協議会に所属しない議員等の出席)

第7条 議会協議会に、議長が必要と認めたときは、議会協議会に属さない議員の出席を求め、発言を許すことができる。

2 会派に所属しない議員は、議長の許可を得て、議会協議会に出席することができる。ただし、発言することはできない。

(同意事項の遵守)

第8条 議会協議会の同意事項は、各会派等において誠意をもってこれを遵守しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会協議会で定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。